

岐阜県公報

第 二 千 二 百 四 十 号
平成 二 十 三 年 四 月 十 二 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

介護扶助を担当させる居宅介護事業者等の指定	(地域福祉国保課)	三六
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	三八
身体障害者福祉法に基づく医師の届出	(身体障害者更生相談所)	三九
身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退	(同)	三九
保安施設地区に指定する予定である旨の通知	(治山課)	四〇
道路の区域変更	(道路維持課)	四〇
道路の供用開始	(同)	四一
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	四二
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	四三
指定構造計算適合性判定機関の変更	(建築指導課)	四四
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	四五
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	四五
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	四五
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	四五
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	四六
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	四六
土地改良区の設立の適当の決定	(農地整備課)	四六
県営土地改良事業計画の決定	(同)	四六
土地改良事業の工事の完了	(同)	四七
土地改良事業計画の変更認可	(同)	四七

基本測量の終了
公共測量の終了

(用 地 課) 四七
(同) 四八

正 誤

土砂災害特別警戒区域の指定中訂正
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証中訂正

(砂 防 課) 四八
(都 市 政 策 課) 四八

公 示

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日) 発 行
(金 曜 日)
(休 日 に 当 た る)
(土 曜 日)
(日 曜 日)
(休 日 に 当 た る)

平成 二 十 三 年 四 月 十 二 日

告 示

岐阜県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
馬場 一 智	養老郡養老町高田字芹田八八八 一	馬場歯科クリニック	養老郡養老町高田字芹田八八八 一	平成二二・九・一
馬場 一 智	養老郡養老町高田字芹田八八八 一	馬場歯科クリニック	養老郡養老町高田字芹田八八八 一	同
小島 一 洋	羽島郡岐南町平島五一四四	小島歯科医院	羽島郡岐南町平島五一四四	同
小島 一 洋	羽島郡岐南町平島五一四四	小島歯科医院	羽島郡岐南町平島五一四四	同
株式会社 山本薬品	各務原市蘇原東門町二七八 二	つ つ じ 薬 局	各務原市前渡西町三二二 二	同
株式会社 山本薬品	各務原市蘇原東門町二七八 二	つ つ じ 薬 局	各務原市前渡西町三二二 二	同
株式会社 山本薬品	各務原市蘇原東門町二七八 二	つ つ じ 薬 局	各務原市前渡西町三二二 二	同
アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町一八 七	アースサポート多治見	多治見市栄町一 五四	同
アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町一八 七	アースサポート多治見	多治見市栄町一 五四	同
アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町一八 七	アースサポート多治見	多治見市栄町一 五四	同
大熊 俊 男	安八郡安八町東結字芝原東一五二〇 一	おおくま内科クリニック	安八郡安八町東結字芝原東一五二〇 一	同
大熊 俊 男	安八郡安八町東結字芝原東一五二〇 一	おおくま内科クリニック	安八郡安八町東結字芝原東一五二〇 一	同
金 昇 孝	羽島郡岐南町八剣北四八七	岐南歯科クリニック	羽島郡岐南町八剣北四八七	同
金 昇 孝	羽島郡岐南町八剣北四八七	岐南歯科クリニック	羽島郡岐南町八剣北四八七	同
金 昇 孝	羽島郡岐南町八剣北四八七	岐南歯科クリニック	羽島郡岐南町八剣北四八七	同

一バー	二七六	支援事業	宅介護支援事業所	二七六
有限会社 一バー	土岐市泉町定林寺九六 二七六	通所介護	ケアフルクローバーたんぼぼ	土岐市泉町定林寺九六 二七六
有限会社 一バー	土岐市泉町定林寺九六 二七六	介護予防 通所介護	ケアフルクローバーたんぼぼ	土岐市泉町定林寺九六 二七六
有限会社 一バー	土岐市泉町定林寺九六 二七六	通所介護	ケアフルクローバーひまわり	土岐市泉町定林寺九六 二三四
有限会社 一バー	土岐市泉町定林寺九六 二七六	介護予防 通所介護	ケアフルクローバーひまわり	土岐市泉町定林寺九六 二三四
株式会社 マシー	大垣市林町一〇 一三 三九 一	居宅療養 管理指導	ユタカ調剤薬局五町	郡上市八幡町五町三 一 二四
株式会社 マシー	大垣市林町一〇 一三 三九 一	介護予防 居宅療養 管理指導	ユタカ調剤薬局五町	郡上市八幡町五町三 一 二四
株式会社 マシー	大垣市林町一〇 一三 三九 一	介護予防 居宅療養 管理指導	ユタカ調剤薬局五町	郡上市八幡町五町三 一 二四
株式会社 マシー	大垣市林町一〇 一三 三九 一	介護予防 居宅療養 管理指導	ユタカ調剤薬局五町	郡上市八幡町五町三 一 二四
株式会社 マシー	大垣市林町一〇 一三 三九 一	介護予防 居宅療養 管理指導	ユタカ調剤薬局五町	郡上市八幡町五町三 一 二四
垂井町長	不破郡垂井町一五三二 一	地域包括 支援セン ター	垂井町地域包括支援センター	不破郡垂井町一五三二 一
有限会社 ビス	大垣市林町八 五三	介護予防 訪問介護	有限会社 大垣ケアサービス	大垣市林町八 五三
NPO法人アセスメント ネット	土岐市妻木町三一四五	訪問介護	ヘルパーステーションワーク ビー	多治見市宝町五 九七 レオパレス宝四〇七号
NPO法人アセスメント ネット	土岐市妻木町三一四五	介護予防 訪問介護	ヘルパーステーションワーク ビー	多治見市宝町五 九七 レオパレス宝四〇七号
特定非営利活動法人 の里	美濃加茂市加茂野町今 泉一三八一 三	訪問介護	訪問介護ステーション 虹の里	美濃加茂市加茂野町今 泉一三八一 三
特定非営利活動法人 の里	美濃加茂市加茂野町今 泉一三八一 三	介護予防 訪問介護	訪問介護ステーション 虹の里	美濃加茂市加茂野町今 泉一三八一 三
特定非営利活動法人 の里	美濃加茂市加茂野町今 泉一三八一 三	介護予防 訪問介護	訪問介護ステーション 虹の里	美濃加茂市加茂野町今 泉一三八一 三

岐阜県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新 株式会社 大石電気商会	大垣市藤江町二一九七	福祉用具貸与	株式会社 大石電気商会 パナソニック エイジフリー介護チーン大垣	大垣市三塚町二一六三	平成三二・九・一
旧			株式会社 大石電気商会 松下電工 エイジフリー介護チーン大垣	大垣市高橋町一一	

岐阜県告示第百五十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日

担当科目	医師氏名	勤務	場	所	指定年月日
内 科	根本 聰	安藤クリニック	多治見市豊岡町三六	五	平成三二・三六
内 科	大井 康徳	院	下呂市幸田二一六二	同	
内 科	佐々 寛己	濃 老人保健施設西	大垣市藤江町六三	同	
泌尿器科	七浦 広志	院	可児市土田二二二一	五	
消化器内科	鈴木 雅雄	大垣徳洲会病院	大垣市林町六八五	一	
循環器内科	鳥越 勝行	同	同	同	
呼吸器内科	井上 洋介	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	五	
耳鼻咽喉科	國枝千嘉子	羽島市民病院	羽島市新生町三二四	六	
内 科	茂山 潤鐘	たじみ内科	多治見市広小路一一	二	
耳鼻咽喉科	横田 誠	博愛会病院	不破郡垂井町二二二	同	

岐阜県知事	古 田 肇
-------	-------

担当科目	医師氏名	勤務	場	所	辞退年月日
整形外科	室 捷之	泉立多治見病院	多治見市前畑町五一	六	平成三二・三三
脳神経外科	間部 英雄	同	同	同	同
呼吸器科	國井 英治	同	同	同	同

岐阜県知事	古 田 肇
-------	-------

岐阜県告示第百五十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第一項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があったので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日

整形外科	寺島 広昭	科	たらしま整形外科	山県市東深瀬一七五	同
内 科	井藤 孝	太田病院	美濃加茂市太田町二八	五	同
内 科	佐々木恵美子	太田メディカルクリニック	美濃加茂市太田町二八	二五	同
耳鼻咽喉科	浅井 雅幸	同	同	同	同
耳鼻咽喉科	横山 善至	中濃厚生病院	関市若草通五一	同	同

内 科 山崎 憲藏 高山赤十字病院 高山市天満町三 一一 同 三三 三一
 外 科 東 雅朗 松波総合病院 羽島郡笠松町田代 一八 同 三三 三一
 耳鼻咽喉科 欄 真一郎 博愛会病院 不破郡垂井町二二二 同 三三 三六
 四一

岐阜県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九條の規定により、農林水産大臣から次のように保安施設地区に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第四十四条において準用する同法第三十條の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安施設地区予定地の所在場所

- (一) 次に掲げる土地に存する標柱一五号から標柱一七号までを順次結んだ線 標柱一五号と標柱四六号を結んだ線 標柱一七号と標柱四五号を結んだ線及び標柱四五号と標柱四六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六 の六
- (二) 次に掲げる土地に存する標柱一五号から標柱一七号までを順次結んだ線、標柱一五号と標柱四七号を結んだ線及び標柱一 号と標柱四七号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一 号から標柱一五号までを順次結んだ線、標柱一 号と標柱四六号を結んだ線及び標柱一五号と標柱四六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六 の七
- (三) 次に掲げる土地に存する標柱二一五号から標柱二五号までを順次結んだ線 標柱二一五号と標柱三九号を結んだ線及び標柱二五号と標柱三九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六一の八
- (四) 次に掲げる土地に存する標柱一七号から標柱二一五号までを順次結んだ線 標柱一七号と標柱四五号を結んだ線、標柱三九号から標柱四五号までを順次結んだ線及び

標柱二一五号と標柱三九号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二一五号から標柱七号までを順次結んだ線、標柱二一五号と標柱三九号を結んだ線 標柱三五号から標柱三九号までを順次結んだ線及び標柱二一七号と標柱三五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六一の一四

(五) 次に掲げる土地に存する標柱二七号から標柱三五号までを順次結んだ線及び標柱二七号と標柱三五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六一の一五

二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定の目的 立木の伐採を禁止する。
 四 指定の有効期間 二年

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	二百四十八号	関市西田原字下り坂二二二〇番の一地先から 同市同 字同 一一 九七番の一地先まで	五・四 三・二	五・六 五・五	四六・六		
		関市小迫間字西別所九一					

一番の七地先から	
同市同 字牛洞三九二 番の一地先まで	
後	前
四・五 六・六	六・六
三三・八	三三・八

岐阜県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月十二日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 員（メートル）	備考
県道	三川輪島線	各務原市川島笠田町三丁目六九番二地先から 同 市川島笠田町六丁目六八番二地先まで	前	三〇・〇 元六	三三〇・〇	

岐阜県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月十二日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 員（メートル）	備考
一般 国道	三三三号	揖斐郡揖斐川町坂内川上 字村ノ内一三三四番一 地先から 同 郡同 町同 字地藏平八七七番一 地先まで 揖斐郡揖斐川町坂内川上 字村ノ内一三三一 番三 地先から 同 郡同 町同 字地藏平八七七番一 地先まで	前	四・九 九	四七・ 三五・五	

岐阜県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月十二日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

備考

道路の種類	一般	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	決定又は変更の年月日(ほか)
路線名	二百五十六号	郡上市八幡町那比字押谷六五三番地先から同市同町同字加家平六六二三番の三地先まで	五九・三	平成二〇・四・三	平成二二・三・五

岐阜県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今熊谷	海津市南濃町津屋	次の図のとおり	土石流
風呂谷・かつこつ谷	海津市南濃町津屋	次の図のとおり	土石流
志津北谷(南谷)	海津市南濃町志津	次の図のとおり	土石流
志津北谷(北谷)	海津市南濃町志津	次の図のとおり	土石流
志津南谷	海津市南濃町志津	次の図のとおり	土石流
志津小谷	海津市南濃町志津	次の図のとおり	土石流
鍛冶屋谷	海津市南濃町志津	次の図のとおり	土石流
宇都宮谷	海津市南濃町庭田	次の図のとおり	土石流
羽根谷(東谷)	海津市南濃町駒野奥条入会地	次の図のとおり	土石流
羽根谷(西谷)	海津市南濃町駒野奥条入会地	次の図のとおり	土石流

羽根谷(東支谷)	地	次の図のとおり	土石流
羽根谷(西支谷)	海津市南濃町駒野奥条入会地	次の図のとおり	土石流
岡谷	海津市南濃町羽沢	次の図のとおり	土石流
河戸谷	海津市南濃町上野河戸	次の図のとおり	土石流
山崎北谷	海津市南濃町山崎	次の図のとおり	土石流
山崎南谷	海津市南濃町山崎	次の図のとおり	土石流
黒岩谷	海津市南濃町山崎	次の図のとおり	土石流
水油谷	海津市南濃町山崎	次の図のとおり	土石流
矢落谷	海津市南濃町安江	次の図のとおり	土石流
倉谷	海津市南濃町安江	次の図のとおり	土石流
盤若谷	海津市南濃町安江	次の図のとおり	土石流
住吉谷	海津市南濃町太田	次の図のとおり	土石流
樽谷	海津市南濃町吉田	次の図のとおり	土石流
円城寺谷	海津市南濃町吉田	次の図のとおり	土石流
吉田谷	海津市南濃町吉田	次の図のとおり	土石流
大谷	海津市南濃町松山	次の図のとおり	土石流
花ノ木谷	海津市南濃町松山	次の図のとおり	土石流
馬ヶ瀬谷	海津市南濃町松山	次の図のとおり	土石流
狐平谷	海津市南濃町境	次の図のとおり	土石流
九曾谷	海津市南濃町境	次の図のとおり	土石流
徳田谷西の谷	海津市南濃町庭田	次の図のとおり	土石流
徳田谷東の谷	海津市南濃町庭田	次の図のとおり	土石流
庭田北谷	海津市南濃町庭田	次の図のとおり	土石流
宇都宮谷南の谷	海津市南濃町庭田	次の図のとおり	土石流
岡谷東の谷	海津市南濃町上野河戸	次の図のとおり	土石流
境谷	海津市南濃町境	次の図のとおり	土石流
井口2	海津市南濃町志津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

杉生平	鎌知土	矢落	南條畑 2	南條畑 1	山田	御山	前山通	倉羅谷	東谷	久才坊	中林	城山	南山 2	腰越 2	腰越 1	東山	南山 1	奥谷 3	奥谷 2	奥谷 1	古畑	大谷 2	大谷 1	南山 3	南条	井口 1
海津市南濃町太田	海津市南濃町安江	海津市南濃町安江	海津市南濃町山崎	海津市南濃町山崎	海津市南濃町山崎	海津市南濃町上野河戸	海津市南濃町羽沢	海津市南濃町駒野奥条入会地	海津市南濃町駒野奥条入会地	海津市南濃町奥条	海津市南濃町奥条	海津市南濃町駒野	海津市南濃町庭田	海津市南濃町駒野奥条入会地	海津市南濃町駒野奥条入会地	海津市南濃町庭田	海津市南濃町庭田	海津市南濃町庭田	海津市南濃町庭田	海津市南濃町庭田	海津市南濃町庭田	海津市南濃町徳田	海津市南濃町徳田	海津市南濃町志津	海津市南濃町志津	海津市南濃町志津
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

<p>（ 次の図 ） は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>岐阜県告示第百六十三号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。</p> <p>平成二十三年四月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>			
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
風呂谷・かつこ う谷	海津市南濃町津屋	次の図のとおり	土石流
志津小谷	海津市南濃町志津	次の図のとおり	土石流
鍛冶屋谷	海津市南濃町志津	次の図のとおり	土石流
宇都宮谷	海津市南濃町庭田	次の図のとおり	土石流
羽根谷（東支谷）	海津市南濃町駒野奥条入会地	次の図のとおり	土石流
羽根谷（西支谷）	海津市南濃町駒野奥条入会地	次の図のとおり	土石流
岡谷	海津市南濃町羽沢	次の図のとおり	土石流
河戸谷	海津市南濃町上野河戸	次の図のとおり	土石流
黒岩谷	海津市南濃町山崎	次の図のとおり	土石流
矢落谷	海津市南濃町安江	次の図のとおり	土石流
倉谷	海津市南濃町安江	次の図のとおり	土石流
檀谷	海津市南濃町吉田	次の図のとおり	土石流
吉田谷	海津市南濃町吉田	次の図のとおり	土石流

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
八〇一薬局海津店	海津市海津町馬目六一一	精神通院	平成 三・四・一
ファースト調剤薬局東島店	岐阜市東島三九二四	精神通院	平成 三・四・一
貴船薬局広小路店	多治見市広小路二二二	精神通院	平成 三・四・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
笠松クリニック	羽島郡笠松町字東陽町	心療内科、	心療内科、	平成

ク

三四

精神科、内
精神通院

三・三・三

（薬局）

指定自立支援医療機関の指定辞退

イオン薬局各務原店

各務原市那加萱場町三八

自立支援医療の種類

精神通院

イオン薬局大垣店

大垣市外野一一〇〇

精神通院

平成
三・三・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 年 月 日
安田薬局	恵那市大井町七八	精神通院	平成 三・三・三

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
ハルモ二一調剤薬局宮 代店	不破郡垂井町宮代一六七四一	育成・更生	平成 三・四・一
ピノキオ薬局蘇原店	各務原市蘇原柿沢町一四一	同	同
ハロ一薬局海津店	海津市海津町馬目六一一	同	同
アカツカ薬局	羽島郡笠松町田代四四六一	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定
自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	変 更 年 月 日
イオン薬局大垣店	大垣市外野二一〇〇	育成・更生	平成 三・三・一
イオン薬局各務原店	各務原市那加萱場町三八	同	平成 三・三・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立
支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞 退 年 月 日
コスモス薬局揖斐店	揖斐郡揖斐川町上三野野々宮七 三一三	育成・更生	平成 三・十二・三
サン薬局	大垣市墨俣町墨俣三	同	平成 三・一・二〇
アカツカ薬局	羽島郡笠松町田代四四六一	同	平成 三・二・二六
安田薬局	惠那市大井町七八	同	平成 三・三・三

土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第一項の規定により、次の土地
改良区の設立を適当と決定したので、同法第六項の規定により公示し、土地改良事業計
画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦 覧 期 間
午北土地改良区	午北地区	羽島市役所	平成三三・四・一二から 同三三・五・一六まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
午北地区	羽島市役所	平成三三・四・二から 同 五・一六まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
第一百五号）第一百三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	西美濃地区 （農業用排水施設整備） 西美濃地区 （農業用道路整備）	平成三三・三・一八 平成三三・三・一八

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同
法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第
四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
東白川村土地改良区	東白川村	平成三三・三・三一

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

三 作業期間

平成二十二年五月十日から

同二十三年二月十八日まで

四 作業地域

山県市及び揖斐郡揖斐川町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関
国土交通省国土地理院

二 作業種類
基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間
平成二十二年九月七日から
同二十三年三月十八日まで

四 作業地域
大垣市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
国土交通省国土地理院

二 作業種類
基本測量（ジオイド測量）

三 作業期間
平成二十二年十二月七日から
同二十三年三月十五日まで

四 作業地域
中津川市及び下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を終了した旨の通
知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公

示す。

平成二十三年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
国土交通省国土地理院

二 作業種類
公共測量（水準点の水平位置座標取得）

三 作業期間
平成二十三年二月七日から
同二十三年三月十八日まで

四 作業地域
岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町及び
笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡
揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町

正 誤

（原稿誤り）
平成二十三年三月八日号外（一）土砂災害特別警戒区域の指定（岐阜県告示第百四十
号）六頁上段後から二行目中、「岐阜県岐阜土木事務所」は、「岐阜県可茂土木事務所」の、
同段後から一行目中、「本巣市役所」は、「御嵩町役場」の誤り。

（原稿誤り）
平成二十三年三月二十二日第二千二百三十四号 国土調査の結果に係る地図及び簿冊
の認証千八百頁下段後から二行目並びに千九百九頁上段前から五行目及び八行目中、「今小
町、今沢町、江川町、明德町、及び美江寺町の全部、並びに神田町」は、「及び江川町
の全部、並びに今小町、今沢町、明德町、美江寺町、神田町」の誤り。

平成二十三年四月十二日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ

ビー・アール・テクノセンター